

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

水島ガス株式会社（以下「当社」）は、国が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本事業」）に採択されたことを受け、本事業の対象となるお客さまの都市ガス料金について、原則2023年2月検針分（1月検針日の翌日～2月検針日）から値引きを実施しています。

このたび、本事業が継続されることとなったため、値引き期間を原則2024年1月検針分まで延長いたします。

各月の値引き単価については、以下をご確認下さい。

（検針票や当社ホームページにも掲載します。）

1. 本事業の値引き単価について

	2023年2月～9月検針分	2023年10月～2024年1月検針分
値引き単価（税込）	30円/m <sup>3</sup>	15円/m <sup>3</sup>

※ガス契約量が1,000万m<sup>3</sup>/年以上のお客さまは、支援適用の対象外となります。

2. 値引きの対象期間について

原則2023年2月～2024年1月検針分の都市ガス料金に適用いたします。

3. 値引き方法について

対象期間中は、原料費調整制度にて通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを従量料金単価とし、都市ガス料金を算定します。

今回の値引きに際し、お客さまの手続きは不要です。対象期間中は、当社にて自動的に料金を値引きします。

4. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

エネルギー価格の高騰により上昇する電気・都市ガス料金に対し、各小売事業者などを通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などを支援する国の事業です。

詳細は、資源エネルギー庁「電気・ガス料金激変緩和対策特設サイト」をご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

5. ガス料金に関するお問い合わせ先

水島ガス（株）

TEL 086-444-8141 受付時間：平日8:45～17:30